

【事例2】暦年課税（一般税率及び特例税率）を適用する場合

私は、母から現金 300 万円、兄から上場株式 500 株の贈与を受けました。
母は直系尊属ですが、兄は直系尊属ではありません。平成 27 年 1 月 1 日において、私は 20 歳以上です。「一般税率」及び「特例税率」(注)を適用して暦年課税により申告します。
(注)「一般税率」及び「特例税率」については、2 ページを参照してください。

神奈川 税務署長 平成 28 年 2 月 19 日 提出 平成 27 年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書) F D 4 7 2 5

提出用 税務署受付用

住所 横浜市港北区〇〇△丁目×番×号

フリガナ コウノ ケイスケ

氏名 甲野 恵介

生年月日 3 4 9 . 0 8 . 1 6 職業 自営業

税務署整理欄(記入しないでください)

整理番号 補完 申告書提出年月日 災害等延長年月日 出国年月日 死亡年月日

名簿 財産細目コード 財産取得した年月日 財産の価額 (単位:円)

第一表 (平成 27 年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。)

i 特例贈与財産分

私は、租税特別措置法第 70 条の 2 の 5 第 1 項又は第 3 項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 目黒区〇〇△丁目×番×号

住所 目黒区〇〇△丁目×番×号

フリガナ コウノ ハナコ

氏名 甲野 花子

生年月日 3 1 6 . 1 1 . 0 4

種類 現金、預貯金等

取得した財産の明細 目黒区〇〇△丁目×番×号

平成 27 年 0 9 月 2 8 日

ii 一般贈与財産分

住所 世田谷区〇〇△丁目×番×号

フリガナ コウノ タケシ

氏名 甲野 武

生年月日 3 4 1 . 1 2 . 2 4

種類 有価証券 上場株式等

取得した財産の明細 〇〇株式会社 500 株 3,000

平成 27 年 0 1 月 1 4 日

配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、... 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)(最高 2,000 万円)

暦年課税分 (③の控除後の課税価格)

暦年課税分の課税価格の合計額 (①)+(②)-(③) ④ 4 5 0 0 0 0 0

基礎控除額 ⑤ 1 1 0 0 0 0 0

⑤の控除後の課税価格 (④)-(⑤) ⑥ 3 4 0 0 0 0 0

⑥に対する税額 「贈与税の速算表」を使用して計算します。 ⑦ 4 1 6 6 6 6

外国税額の控除額 ⑧

医療法人持分税額控除額 ⑨

差引税額 (⑦)-(⑧)-(⑨) ⑩ 4 1 6 6 6 6

相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額) ⑪

相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の④の金額の合計額) ⑫

課税価格の合計額 (①)+(②)+(⑪) ⑬ 4 5 0 0 0 0 0

差引税額の合計額 (納付すべき税額の増加額 (⑩)+(⑫)) ⑭ 4 1 6 6 0 0

農地等納税額 ⑮

株式等納税額 ⑯

医療法人持分納税額 ⑰

申告期限までに納付すべき税額 (⑬)-(⑭)-(⑯)-(⑰) ⑱ 4 1 6 6 0 0

この申告書が修正申告書である場合 ⑲

申告期限までに納付すべき税額の増加額 ⑳

作成 税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

⑳

税理士法第 30 条の書面提出有

税理士法第 33 条の 2 の書面提出有

通信日付印 確認者

(資 5-10-1-1-A 4 統一) (平 27.1.0)

※ 平成 27 年分の贈与税の申告書に個人番号(12 桁)の記載は不要です。
社会保障・税番号制度については、この「贈与税の申告のしかた」の裏表紙をご覧ください。

「特例贈与財産」(2ページ参照)及び「一般贈与財産」(2ページ参照)の両方を贈与により取得し、「特例税率」及び「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、83ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」の「○特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)」により贈与税額を計算します。

なお、この「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」は、申告書と併せて提出する必要はありません。

贈与税(暦年課税)の税額の計算明細

(注)この計算明細は、贈与税(暦年課税)の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません(申告書と併せて提出する必要はありません。)

● 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	3,000,000 円
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	B	1,500,000 円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	C	0 円
暦年課税分の課税価格の合計額【A+B-C】 (申告書第一表の④の金額)	D	4,500,000 円
基礎控除額	E	1,100,000 円
Eの控除後の課税価格【D-E】 (申告書第一表の⑥の金額)	F	3,400,000 円
Fの金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。	G	410,000 円
特例贈与財産に対応する税額 【G×A/D】	H	273,333 円
Fの金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。	I	430,000 円
一般贈与財産に対応する税額 【I×(B-C)/D】	J	143,333 円
税額 (H+J) (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	K	416,666 円

【速算表(特例贈与財産用)】

贈与により財産を取得した者(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限ります。)が、直系尊属(父母や祖父など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	-	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

【速算表(一般贈与財産用)】

「特例税率」の適用がない財産(「一般贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(一般税率)	-	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

平成27年分以降用
(特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用)

「確定申告書等作成コーナー」の贈与税の申告書作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

特例贈与財産の価額(円3,000,000円)と一般贈与財産(円1,500,000円)の合計額(円4,500,000円)から基礎控除額(円1,100,000円)を控除した課税価格(円3,400,000円)に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた税率及び控除額を使用して計算した税額(円410,000円・円430,000円)について、それぞれの財産に対応する税額(円273,333円・円143,333円)を計算し、その合計額(円416,666円)を計算します。